

重要

令和8年3月16日

各居宅介護支援事業所管理者 様

社会福祉法人 優輝会
指定通所介護事業所 恵珠苑
生活相談員 川原 正明
電話 (095) 828-1332

令和8年4月からの事業所規模区分変更について（お知らせ）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素より、当事業所の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、このたび当事業所は、令和8年4月1日より、通所介護事業所の規模区分が「通常規模」から「大型規模」へ変更となります。
これに伴い、介護報酬の算定区分等に変更が生じますので、下記のとおりお知らせいたします。

敬具

恵珠苑 通所介護								
施設区分	介護区分	恵珠苑通所介護事業所 令和8年度 算定基本単位						前年度との差 7~8h
		3h~4h	4h~5h	5h~6h	6h~7h	7h~8h	8h~9h	
大規模型Ⅰ 延べ750~900人以下 【1月平均利用者】 <u>日曜日の営業はありません。</u>	要介護1	358	376	544	564	629		▲29
	要介護2	409	430	643	667	744		▲33
	要介護3	462	486	743	770	861		▲39
	要介護4	513	541	840	871	980		▲43
	要介護5	568	597	940	974	1,097		▲51

加算関係単位 令和8年4月より

	令和8年4月より	令和8年3月まで	昨年度との差	
入浴介助加算Ⅰ	40	40	変更なし	【Ⅰ】or【Ⅱ】を利用毎に算定 ●基本的に【Ⅱ】を算定します。
入浴介助加算Ⅱ	55	55	変更なし	【Ⅰ】or【Ⅱ】を利用毎に算定 ●基本的に【Ⅱ】を算定します。
個別機能訓練加算Ⅰ 【イ】	56	56	変更なし	【イ】or【ロ】を利用毎に算定 ●基本的に【ロ】を算定します。
個別機能訓練加算Ⅰ 【ロ】	76	76	変更なし	【イ】or【ロ】を利用毎に算定 ●基本的に【ロ】を算定します。
個別機能訓練加算Ⅱ	20	20	変更なし	ひと月に20単位を加算
サービス提供体制 強化加算Ⅰ	22	22	変更なし	サービス利用毎に加算
処遇改善加算	X0.092	X0.092	変更なし	サービスごとの加算率をかける
ADL維持等加算 Ⅱ	60	60	変更なし	ひと月に60単位を加算
科学的介護推進体制加算	40	40	変更なし	ひと月に40単位を加算

以上